

佐賀労働局発表
令和5年6月30日

【照会先】
佐賀労働局 労働基準部 健康安全課
健康安全課長 貞木 竜成
副主任地方労働衛生専門官 桑原 務
(電話)0952-32-7176

県内団体に「職場における 熱中症予防対策」を要請しました

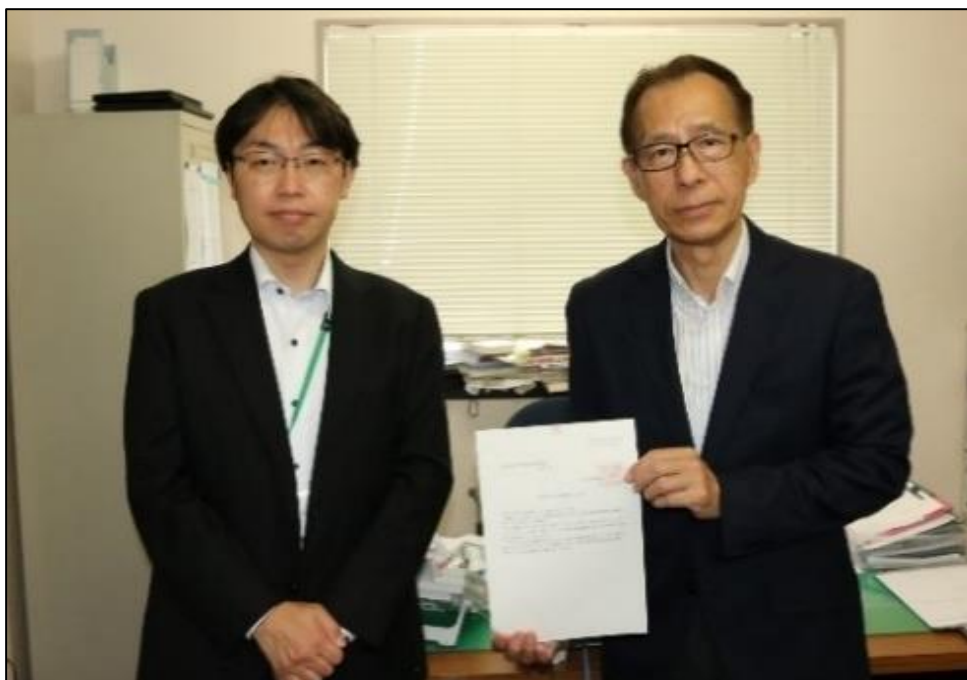
－ 7月は重点取組期間 －

佐賀労働局（局長 重河 真弓）は、熱中症予防対策「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5月1日～9月30日）の取組中です。

佐賀県内において、令和4年度に熱中症に起因する労働災害として労災認定した件数は103件となっており、大幅に増加（令和3年度69件→令和4年度103件）しています。

このため、その重点取組期間である7月を前に、県内各団体に対して要請（資料1）を行いました。

キャンペーン期間中、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとしています。



【写真左： 和田労働基準部長、写真右：一般社団法人 佐賀県労働基準協会 平川専務理事】

※ 要請先 関係団体

佐賀県経営者協会
佐賀県中小企業団体中央会
佐賀県商工会連合会
佐賀県商工会議所連合会
日本労働組合総連合 佐賀県連合会
一般社団法人 佐賀県労働基準協会
建設業労働災害防止協会 佐賀県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 佐賀県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 佐賀県支部
佐賀県石材工業協同組合
佐賀県建設労働組合連合会
一般社団法人 佐賀県鳶土工工事業連合会
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 佐賀県支部
独立行政法人 労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 佐賀支部
一般社団法人 佐賀県警備業協会
佐賀県ビルメンテナンス事業協同組合

(注) 今後要請予定の団体を含みます。

【資料1】 要請文

【資料2】 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット

■参考

ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

佐労発基 0612 第1号
令和 5年 6月 12日

団体の長 殿

佐賀労働局長

熱中症予防対策の徹底について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

貴団体におかれましては、労働行政の推進につき、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、今年も「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を実施中であり、7月をその重点取組期間に位置付け、関係団体と連携して取り組んでいるところです。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下の事業場等に対して、本件の周知を図っていただきますとともに、各事業場において、熱中症予防の確実な対策が講じられるよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

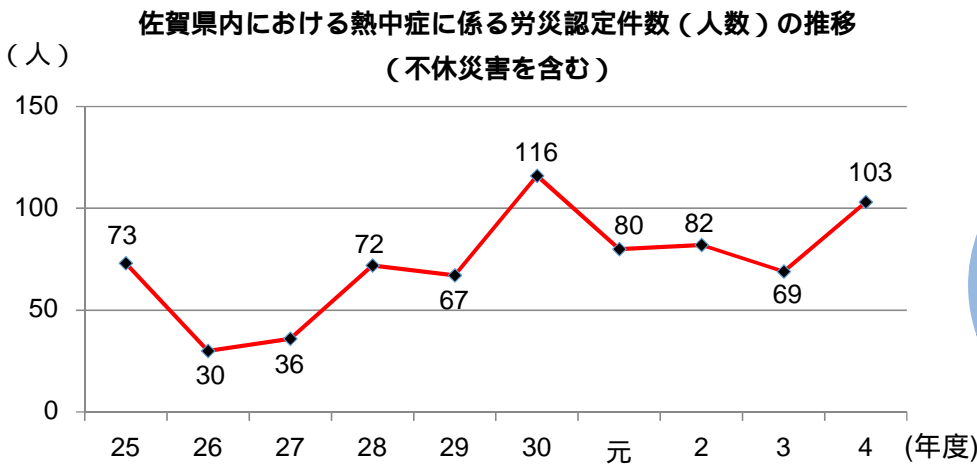
STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

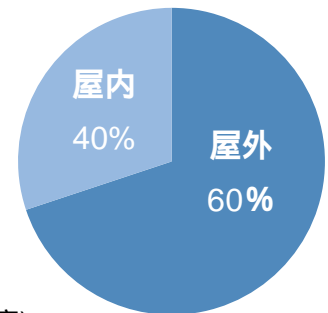
職場での熱中症により、全国では毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター **チューイ カン吉**



発生時の作業場所
（屋内・屋外）



準備期間(4月)

キャンペーン期間(5月～9月)

確実に実施できているかを確認し、 にチェックを入れましょう！

準備期間（4月）にすべきこと

労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
設備対策の検討	簡易の屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性のよい服装を準備、身体を冷却する機能を持つ服の着用も検討
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

